

社会福祉法人中心会

建物管理業務委託

入札要項書

委 託 者 : 社会福祉法人中心会

入札業務担当: コストリノベーション株式会社

社会福祉法人中心会が発注する建物管理等の業務の委託契約について、指名競争入札の執行について必要な事項を以下に定める。

(1) 概要

1. 委託対象施設 社会福祉法人中心会 特別養護老人ホーム 4 施設及び他 3 施設
2. 所在地 神奈川県海老名市上今泉 4-7-1 他 6 施設
3. 委託期間 2022 年 4 月 1 日~2025 年 3 月 31 日
4. 業務範囲 入札業務担当より配布する委託業務範囲一覧において示した全ての範囲とする。

(2) 委託者

住所 神奈川県海老名市上今泉 4-7-1
氏名 社会福祉法人中心会
理事長 浦野 正男
入札業務担当 コストリノベーション株式会社

(3) 入札業者選定方法

1. 選定業者の資格 以下の 3 点を満たすこと。
 - ①2021 年度の神奈川県競争入札参加資格認定
(営業種目：総合建物管理・エレベータ保守・消防施設保守・電気通信設備保守の委託のいずれか)
※介護施設における建物管理実績があり、その実績を確認できる書面を提示する事で免除できる。
 - ②神奈川県内に事務所を設置していること。
 - ③資本金 1,000 万円以上であること。
2. 入札参加申請 上記を満たし、入札参加を希望する場合は入札業務担当へ連絡すること。
3. 参加申請期日 2021 年 12 月 24 日 19 時まで。
4. 申請先 コストリノベーション株式会社 担当：永易 隆弘
※E メールにて申請して下さい。(E メールアドレス： nagayasu@cost-r.com)
5. 申請時の注意 メールの件名に【入札参加】と記載して下さい。

(4) 入札について

1. 入札方法 下記メールアドレスへ指定ファイルを送付することによる指名競争入札とする。
※ E メールアドレス： csk.nyusatu@gmail.com
※ 入札金額を記載するファイルは入札業務担当より別途連絡となります。
2. 入札実施日時 2022 年 1 月 14 日 13 時~17 時
※上記の時間内に所定のアドレスへメール送付となります。

(5) 委託先の決定方法

1 月下旬以降に入札金額の低い順に各条件の確認など打ち合わせを行い、契約締結とする。

(6) 契約書締結について

1. 契約締結 別途、入札業務担当より連絡致します。
2. 支払方法 最終応札金額(年額)を施設負担金額に振り分け 12 等分した金額を毎月月末締め、翌月末日に各施設よりお支払致します。
3. 入札参加者への注意事項
 - ①入札提示金額の誤記誤算の訂正による委託費の増加はありません。
 - ②仕様書に定めのない事項については、その都度協議を行います。
 - ③契約は、施設毎、委託品目に分けて契約をいたしますが、複数施設を落札した場合の契約については別途協議となります。

(7) 契約書に記載する特記事項について

1. 下記の項目は委託業務代金に含むこと
 - ①業務仕様書に基づく実施計画書の作成
 - ②報告書等の書面による業務履行状況の報告
 - ③保守点検実施時の設備の更新、部品の交換、その他の措置の必要性を認めた場合の報告。
2. 委託代金以外の費用について(委託者負担分)
 - ①上記の報告に基づく、設備の更新、部品の交換にかかる費用
 - ②上記の報告に基づく報告を受託者から受けていたにも関わらず、委託者が設備の更新、部品の交換、その他要所の措置を怠った為に故障、損傷等が発生した設備の復旧にかかる費用。
 - ③設備の不正な使用、その他委託者側の故意又は、過失によって故障、損傷等が発生した設備の復旧にかかる費用
3. 受託者が負担する費用
 - ①上記の各項に規定する物を除いて、設備の故障、損傷等の復旧に要する費用は受託者負担とします。ただし、部品、材料等の実費は委託者が負担します。
 - ②夜間、祝祭日、土・日曜日の故障、損傷の復旧に要する費用は、上記③の①と修理に係る費用については、別途協議とします。
4. 作業中の安全管理に対する要項
作業実施中は十分安全に注意すること。
5. 契約期間中の役務品質維持について
委託者は、委託した業者に対して、年度毎に役務の質等に関して審査を行うものとします。その際、契約内容等に鑑みて、委託した業者が改善する必要が認められる事項に対して、役務品質維持の観点より、委託者より書面にて要求を行います。
6. 契約期間中の中途解約
委託者より、役務品質維持の書面を提出し、その改善要求期限以内に改善が認められない場合、委託者は契約期間中といえども、中途解約出来るものとします。また、中途解約に伴う委託した業者の一切の損害、費用等に関する、委託者への請求に対して、委託者は認めないとします。